

第一章 天皇

- 一 第三條ニ「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」トアルヲ「天皇ハ至尊ニシテ侵スヘカラス」ト改ムルコト
- 二 第七條所定ノ衆議院ノ解散ハ同一事由ニ基ツキ重ネテ之ヲ命スルコトヲ得サルモノトスルコト
- 三 第八條所定ノ緊急勅ヲ發スルニハ議院法ノ定ムル所ニ依リ帝國議會常置委員ノ諮詢ヲ經ルヲ要スルモノトスルコト
- 四 第九條中ニ「公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令」トアルヲ「行政ノ目的ヲ達スル爲ニ必要ナル命令」ト改ムルコト（要綱十參照）
- 五 第十一條中ニ「陸海軍」トアルヲ「軍」ト改メ且第十二條ノ規定ヲ改メ軍ノ編制及常備兵額ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムルモノトスルコト（要綱二十一參照）

- 六 第十三條ノ規定ヲ改メ戰ヲ宣シ和ヲ講シ又ハ法律ヲ以テ定ムルヲ要スル事項ニ關ル條約若ハ國庫ニ重大ナル負擔ヲ生スヘキ條約ヲ締結スルニハ帝國議會ノ協贊ヲ經ルヲ要スルモノトスルコト但シ内外ノ情形ニ因リ帝國議會ノ召集ヲ待ツコト能ハサル緊急ノ必要アルトキハ帝國議會常置委員ノ諮詢ヲ經ルヲ以テ足ルモノトシ此ノ場合ニ於テハ次ノ會ニ於テ帝國議會ニ報告シ其ノ承諾ヲ求ムヘキモノトスルコト
- 七 第十五條ニ「天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス」トアルヲ「天皇ハ榮典ヲ授與ス」ト改ムルコト

第二章 臣民權利義務

- 八 第二十條中ニ「兵役ノ義務」トアルヲ「役務ニ服スル義務」ト改ムルコト
- 九 第二十八條ノ規定ヲ改メ日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有スルモノトスルコト

四拾

三

憲法改正要綱

第一章 天皇

- 一 第三條ニ「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」トアルヲ「天皇ハ至尊ニシテ侵スヘカラス」ト改ムルコト
- 二 第七條所定ノ衆議院ノ解散ハ同一事由ニ基ツキ重ネテ之ヲ命スルコトヲ得サルモノトスルコト
- 三 第八條所定ノ緊急勅ヲ發スルニハ議院法ノ定ムル所ニ依リ帝國議會常置委員ノ諮詢ヲ經ルヲ要スルモノトスルコト
- 四 第九條中ニ「公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令」トアルヲ「行政ノ目的ヲ達スル爲ニ必要ナル命令」ト改ムルコト（要綱十參照）
- 五 第十一條中ニ「陸海軍」トアルヲ「軍」ト改メ且第十二條ノ規定ヲ改メ軍ノ編制及常備兵額ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムルモノトスルコト（要綱二十一參照）

六 第十三條ノ規定ヲ改メ戰ヲ宣シ和ヲ講シ又ハ法律ヲ以テ定ムルヲ要スル事項ニ關ル條約若ハ國庫ニ重大ナル負擔ヲ生スヘキ條約ヲ締結スルニハ帝國議會ノ協贊ヲ經ルヲ要スルモノトスルコト但シ内外ノ情形ニ因リ帝國議會ノ召集ヲ待ツコト能ハサル緊急ノ必要アルトキハ帝國議會常置委員ノ諮詢ヲ經ルヲ以テ足ルモノトシ此ノ場合ニ於テハ次ノ會ニ於テ帝國議會ニ報告シ其ノ承諾ヲ求めヘキモノトスルコト

七 第十五條ニ「天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス」トアルヲ「天皇ハ榮典ヲ授與ス」ト改ムルコト

第二章 臣民權利義務

八 第二十條中ニ「兵役ノ義務」トアルヲ「役務ニ服スル義務」ト改ムルコト

九 第二十八條ノ規定ヲ改メ日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有スルモノトスルコト

十 日本臣民ハ本章各條ニ掲ケタル場合ノ外凡テ法律ニ依ルニ非ス
シテ其ノ自由及權利ヲ侵サルコトナキ旨ノ規定ヲ設クルコト
十一 非常大權ニ關スル第三十一條ノ規定ヲ削除スルコト
十二 軍人ノ特例ニ關スル第三十二條ノ規定ヲ削除スルコト

第三章 帝國議會

十三 第三十三條以下ニ「貴族院」トアルヲ「參議院」ト改ムルコ
ト
十四 第三十四條ノ規定ヲ改メ參議院ハ參議院法ノ定ムル所ニ依リ
選舉又ハ勅任セラレタル議員ヲ以テ組織スルモノトスルコト
十五 衆議院ニ於テ引續キ三回其ノ總員三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ
可決シテ參議院ニ移シタル法律案ハ參議院ノ議決アルト否トヲ問
ハス帝國議會ノ協贊ヲ經タルモノトスル旨ノ規定ヲ設クルコト
十六 第四十二條所定ノ帝國議會ノ會期「三箇月」ヲ改メ「三箇月
以上ニ於テ議院法ノ定メタル期間」トスルコト

十七 兩議院ノ議員ハ各々其ノ院ノ總員三分ノ一以上ノ贊成ヲ得テ
臨時會ノ召集ヲ求ムルコトヲ得ル旨ノ規定ヲ設クルコト
十八 第四十五條所定ノ衆議院解散後ニ於ケル帝國議會ヲ召集スヘ
キ期限「五箇月以内」ヲ「三箇月以内」ト改ムルコト
十九 第四十八條但書ノ規定ヲ改メ兩議院ノ會議ヲ秘密會ト爲スハ
專ラ其ノ院ノ決議ニ依ルモノトスルコト
二十 會期前ニ逮捕セラレタル議員ハ其ノ院ノ要求アルトキハ會期
中ニテ釋放スヘキ旨ノ規定ヲ設クルコト

第四章 國務大臣及祕密顧問

二十一 第五十五條第一項ノ規定ヲ改メ國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ
一切ノ國務ニ付帝國議會ニ對シテ其ノ責ニ任スルモノトシ且同條
第二項中ニ軍ノ統帥ニ關ル詔勅ニモ亦國務大臣ノ副署ヲ要スル旨
ヲ明記スルコト
二十二 衆議院ニ於テ國務各大臣ニ對スル不信任ヲ議決シタルトキ

ハ解散アリタル場合ヲ除ク外其ノ職ニ留ルコトヲ得サル旨ノ規定ヲ設クルコト（要綱ニ參照）

二十三 國務各大臣ヲ以テ内閣ヲ組織スル旨及内閣ノ官制ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムル旨ノ規定ヲ設クルコト

二十四 樞密院ノ官制ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムル旨ノ規定ヲ設クルコト

第五章 司法

二十五 第六十一條ノ規定ヲ以テ行政事件ニ關ル訴訟ハ別ニ法律ノ定ムル所ニ依リ司法裁判所ノ官轄ニ屬スルモノトスルコト

第六章 會計

二十六 參議院ハ衆議院ノ議決シタル豫算ニ付増額ノ修正ヲ爲スコトヲ得サル旨ノ規定ヲ設クルコト

二十七 第六十六條ノ規定ヲ以テ皇室經費中其ノ内廷ノ經費ニ限リ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝

國議會ノ協贊ヲ要セサルモノトスルコト

二十八 第六十七條ノ規定ヲ以テ憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ルモノトスルコト

二十九 豫備費ヲ以テ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツルトキ及豫備費外ニ於テ避クヘカフサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ支出ヲ爲ストキハ帝國議會常置委員ノ諮詢ヲ得ヘキ旨ノ規定ヲ設クルコト

三十 第七十條所定ノ財政上ノ緊急處分ヲ爲スニハ帝國議會常置委員ノ諮詢ヲ經ルヲ要スルモノトスルコト

三十一 第七十一條ノ規定ヲ以テ豫算不成立ノ場合ニハ政府ハ會計法ノ定ムル所ニ依リ暫定豫算ヲ作成シ豫算成立ニ至ルマテノ間之ヲ施行スヘキモノトシ此ノ場合ニ於テハ會計年度開始後ニ於テ其ノ年度ノ豫算ト共ニ暫定豫算ヲ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ム

ルヲ要スルモノトスルコト

第七章 補則

三十二 兩議院ノ議員ハ各々其ノ院ノ總員三分ノ一以上ノ贊成ヲ得テ憲法改正ノ議案ヲ發議スルコトヲ得ル旨ノ規定ヲ設クルコト

三十三 天皇ハ帝國議會ノ議決シタル憲法改正ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命スル旨ノ規定ヲ設クルコト

三十四 憲法及皇室實範變更ノ制限ニ關スル第七十五條ノ規定ヲ削除スルコト

三十五 以上憲法改正ノ各規定ノ施行ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコト